

2016 暮らしのサポーター通信

仮想通貨の勧誘トラブルが増加中

(国民生活センター)

〈ハイライト〉

□ 今月のテーマ

- ・仮想通貨の勧誘トラブルが増加中
- ・こんろの誤使用による火災にご注意ください
- ・自然災害に便乗した悪質商法
- ・家庭菜園等における有毒植物による食中毒にご注意ください

□ お知らせ

□ 暮らしのコラム

人間万事塞翁が馬
～7も8も吉兆あり～

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐる、投資や利殖をうたって、その購入や契約を勧める勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。

「仮想通貨」は、資金移動や決済手段として利用されていますが、その種類には様々なものがあり、取引相場の価格変動リスクなどを伴います。

しかし、相談事例では、取引価格が将来必ず値上がりするかのようない事実と異なる説明が行われ、こうした説明をうのみにした消費者が、仮想通貨の価格変動リスクを十分に理解せず契約しているケースや、仮想通貨がどういったものか理解していない高齢者を対象にした劇場型の悪質な勧誘が行われているケースが目立っています。



○ 相談事例

◆ 電話勧誘・訪問販売トラブル

- ・「2～3年後には2倍になる」と言われて仮想通貨の購入代金を支払ったが、業者と連絡が取れなくなってしまった。
- ・「元本割れの心配もない」と言われて仮想通貨の意味もわからず購入代金を支払った。

◆ 劇場型の勧誘トラブル

- ・別業者から「3倍以上の値で買い取る」と言われて次々と仮想通貨を購入する代金を支払ったが約束どおりに買い取られない。

○ 消費者へのアドバイス

- (1) 「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、リスクが十分に理解できなければ契約しないでください。
- (2) 突然の電話や訪問に対しても、契約するつもりがなければはっきりと断ってください。
- (3) 「仮想通貨を代わりに買ってくれれば高値で買い取る」などといった不審な電話はすぐに切ってください。
- (4) 仮想通貨に関する勧誘トラブルや、不審な電話があったら消費生活センターに相談しましょう。



こんろの誤使用による火災にご注意ください (NITE)

4月は、新生活を迎え新たに自炊を始める人が増える季節です。自炊をする上で、こんろ（ガスこんろ、電気こんろ及びIHこんろ）には欠かせない製品ですが、誤った使い方などによる火災事故が多く発生しており、注意が必要です。

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報において、こんろによる事故は、平成22年度～平成26年度までの5年間で合計917件ありました。このうち火災を伴うものは575件あり、死亡・重傷といった重篤な被害のほとんどが火災によるものです。また、事故の原因としては、「誤使用や不注意によるもの」が最も多く502件と、事故全体の半数を超えています。

○ 事故事例

【事例1】

調理油過熱防止装置のついていないガスこんろで揚げ物を調理後、火を消し忘れたため、鍋の油が発火して、住宅を全焼する火災が発生。



【事例2】

ガスこんろの使用時、誤って未接続側のガス栓を開いて半開状態となったため、ガス漏れが生じて、こんろの点火火花が引火し、周囲を焼損する火災が発生。

【事例3】

IHこんろで調理する際、中央がへこんだ鍋を使用し、揚げ物モードを使用しなかったため、温度センサーが油の温度を正しく計測できず、油が過熱して発火し、レンジフードを焼損。

◆ 事故を防止するために ◆

事故を防止するためには、「周囲に可燃物を置かない」「調理中はその場を離れない」等の注意を日常的に守ることが重要です。

新生活を迎え、新たにこんろを使い始める方も含め、今一度正しい使い方やリコール対象製品に該当していないか等について確認して、事故を未然に防止しましょう。



自然災害に便乗した悪質商法

「被災者の役に立つ事業に投資しませんか」など、被災者への親切心につけこむような怪しい話が持ちかけられる事例が発生しています。「話の内容が怪しい」「よく理解できない」といった場合は、話に乗らないように気をつけましょう。

義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。振込口座がそのたしかな団体の正規のものであることも確認してください。

家庭菜園等における有毒植物による食中毒にご注意ください

(国民生活センター)

消費者が園芸店で苗等を購入し、家庭菜園等で食用植物（野菜・草・ハーブ等）を栽培・採取することが人気ですが、誤って有毒植物を採取して食べた場合、重篤な食中毒が発生する危険性があります。

有毒植物による食中毒は、毎年春、特に新芽などで植物の見分けがつきにくい、4～5月に多く発生していますので、これからの季節は特にご注意ください。

● 食用植物は観賞用植物と区別して植えましょう！

家庭で発生する有毒植物による食中毒では、自然に生えた植物や観賞用の植物を食用の植物と勘違いして食べた事例が、よく発生しています。

食べることを目的にする場合、それが食用の植物かよく確認して植え、**観賞用の植物とは明確に区別し、その区画以外のものは食べないようにしましょう。**

区別した情報は、ご家族の間で共有するようにしましょう。

● 食べられるか自信のないものは、食べるのはやめましょう！

有毒植物には、食用の植物と名前や見た目がよく似ている植物があるので、確実に食用だと**自信が持てないものは食べるのはやめましょう。**

家庭菜園などで、食用で植えた植物の近くに、見た目が似た植物が自然に生える場合もあるので、植物を採取する際には、**食用の植物のみ生えていると過信せずに、よく確認して採取しましょう。**



● 野草を食べる際にも十分に注意しましょう！

野山等で採取した野草を食べる際にも、確実に食用と自信がないものは食べるのをやめ、**見分けに迷ったら最寄りの保健所へ相談しましょう。**

また、**野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けましょう。**その際に食べた野草を取り置きしておく、原因を特定する手がかりになることがあります。

安全に食べることができることが確かな植物以外は、
絶対に採らない、食べない、人にあげないようお願いします。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

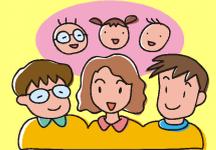
◆ お知らせ ◆

「2016消費者まつり」の開催について

テーマ：みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍～

消費者月間である5月に消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供および消費者教育・啓発に関する事業を実施し、消費者の自立支援および行政・事業者との交流・連携のネットワークの拡大を図ることを目的として「2016消費者まつり」を開催します。

1. 日 時 平成28年5月28日（土）
11:00～15:30
2. 場 所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）
2階 体育室
3. 主 催 徳島県、特定非営利活動法人徳島県消費者協会
4. 共 催 徳島県金融広報委員会
5. 入場料 無 料
6. 開催内容 消費者宣言（消費者活動に関する発表）、
講演会、展示販売および活動報告、啓発
展示等



◆ くらしのコラム ◆

人間万事塞翁が馬 ～7も8も吉凶あり～

ラッキーセブンと言われて縁起が良いと言われる7は、古代バビロニアでは不吉な数と避けられた。想像し難いが、60進法時代には、60を割り切らない最初の数が7だったのだ。

末広りの8は、下が広がっているのが好まれる。漢字の成り立ちは、「二つに分かれているもの」の絵から生まれたとある。「分かれる」の意味であった。結婚式の日には縁起でもない数字である。

陰と陽は一体であり、幸と不幸も裏表である。幸福だからと甘えてばかりは好ましくない。不幸だと言って悔やむでもない。峠の頂上は下るのみ。谷底は登るのみと思えばよい。

人間万事塞翁が馬である。新入社員や新任者に期待する。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

4月に前任者の林から引継を受け、くらしのサポーターの担当者になりました長谷と申します。

消費者行政に携わるのは初めてですが、サポーターの皆さまのお力を借りながら、徳島県民の消費者被害の撲滅に向けて頑張っていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願ひします。 （長谷）